

第6次行田市総合振興計画基本構想 修正案

令和2年6月
行田市

目 次

第1編 序論

第1章 総合振興計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画策定の視点	2
3. 計画の構成と期間	3
第2章 行田市のすがた	4
1. 本市の概況	4
2. 歴史と文化	4
3. 人口・世帯の状況	6
4. 就業の状況	7
5. 産業の状況	8
第3章 社会動向とまちづくりの課題	9
1. 社会情勢の変化	9
2. 行田市民の意識	11
3. まちづくりの課題	17

第2編 基本構想

第1章 行田市の将来像	22
1. 将来都市像	22
2. 基本理念	22
第2章 まちづくりのフレーム	23
1. 将来人口	23
2. 土地利用	25
第3章 施策の大綱	27
1. 5つの基本目標	28
2. 基本目標ごとの施策の大綱	29
第4章 施策の推進	34

第1編　序　論

第1章 総合振興計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

本市では、これまでの4次にわたる総合振興計画から引き続き、平成23年（2011年）からは「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」を将来像とした「第5次行田市総合振興計画」により、令和2年度までの10年間、各分野において、様々な施策を展開してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加えて、東京への一極集中、経済のグローバル化の進展、地球規模の環境変化、情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展など、わが国、そして本市を取り巻く環境は大きな変化を見せています。また、平成23年（2011年）には、地方自治法の一部改正により、総合振興計画基本構想の策定義務付けが廃止されるとともに、福祉や教育、都市計画といった各分野で個別の基本計画策定が進むなど、総合振興計画の役割も変化しつつあります。

このような状況の中、時代の変化に的確に対応するとともに、市民と行政が方向性を共有しながらまちづくりを進めていくための新たなまちづくりの指針として、「第6次行田市総合振興計画」を策定しました。

2. 計画策定の視点

（1）市民の夢と希望をもてる計画づくり

昨今的人口減少や少子高齢化を踏まえ、今後課題となる公共施設の再編成など、社会情勢の変化を的確に捉えつつも、市民が夢と希望をもてる計画とします。

（2）客観的データに基づく計画づくり

本市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉えるため、統計データや将来推計、意識調査の結果などを整理した計画とします。

（3）市民総参加の計画づくり

実効性のある計画とするためには、策定から実行の各段階における市民との協働は不可欠です。意識調査や市民ワークショップ、審議会への市民参画など、多くの市民参加による、オール行田の計画とします。

（4）市民に身近で分かりやすい計画づくり

分かりやすく親しみやすい計画とするため、基本計画の各分野に「将来のまちのすがた」や「成果指標」を設定した計画とします。また、設定した指標を用いたPDC-Aサイクルによる進行管理を行います。

(5) 簡素・簡潔な計画づくり

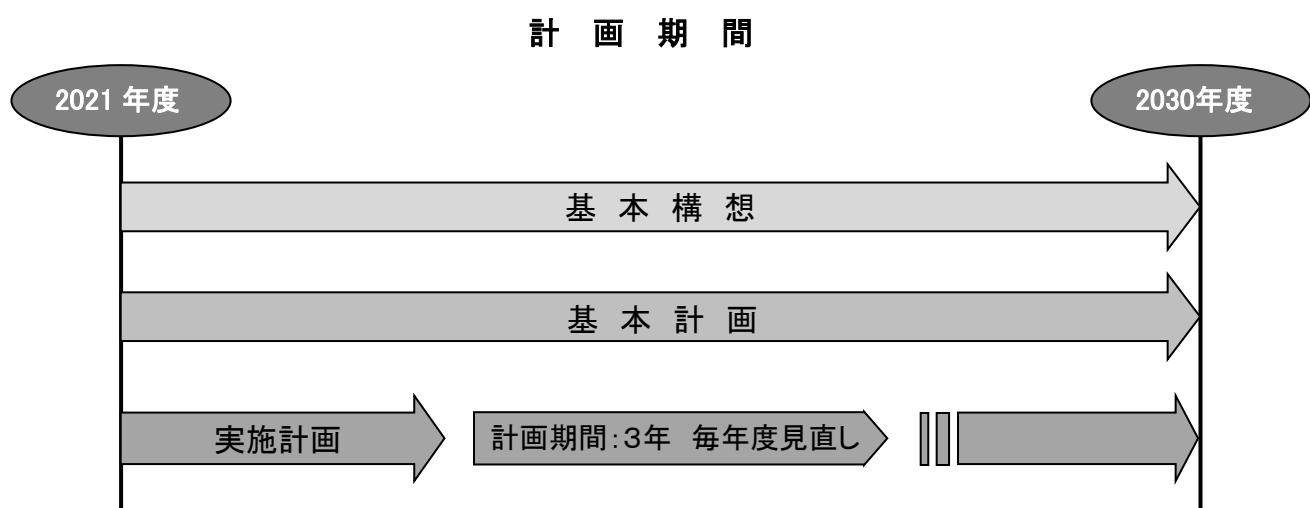
総合振興計画は、市の最上位計画として、様々な施策の推進にあたりその根拠となることが求められますが、一方で、現在は多くの分野で法令に基づいた基本計画等を策定しています。総合振興計画は、これら各分野の基本的な方向性を示すものとして、簡素・簡潔な計画とします。

3. 計画の構成と期間

総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3段階で構成します。

- (1) 基本構想…まちの将来像を描き、その実現に向かって計画的にまちづくりを進めしていくための指針となる構想です。計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。
- (2) 基本計画…基本構想を実現するため、各施策の方向性を示す計画です。計画期間は、基本構想と同様に、令和12年度（2030年度）までの10年間とします。
- (3) 実施計画…基本計画で示された各分野の方向性を具現化するため、各事業の年度計画や概算費用を示します。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

※本書は、基本構想と基本計画の2部構成とっています。実施計画は、本書とは別に毎年度作成します。



第2章 行田市のすがた

1. 行田市の概況

行田市は、秩父連峰を望む関東平野の中ほど、埼玉県の北部に位置し、東京都心まで約60kmの距離にあります。市の北には利根川、南には荒川の大河川を抱え、その他多くの河川や水路が市内を縦横に流れる面積67.49km²のほぼ平坦な地形をしています。

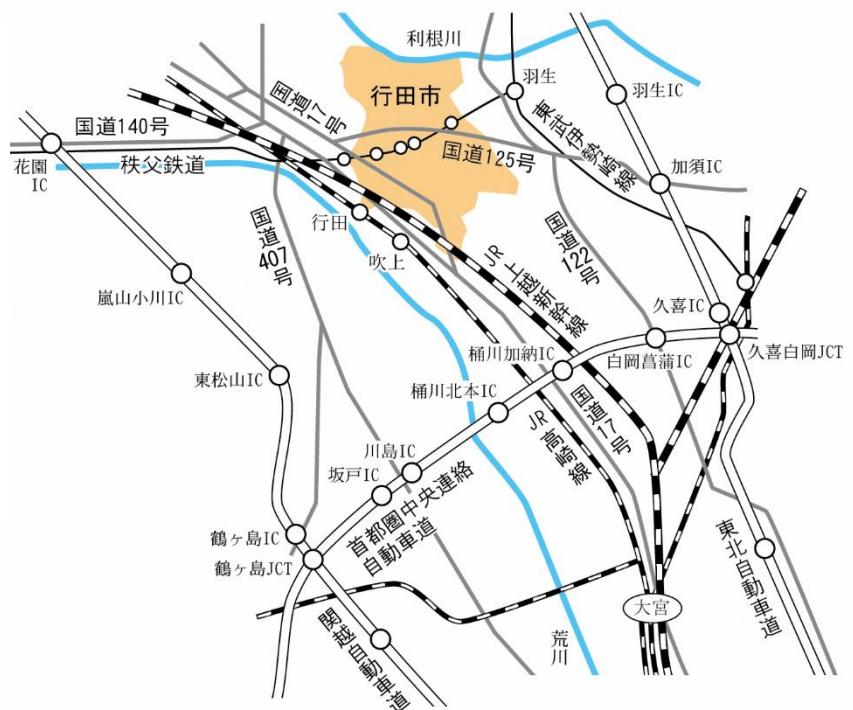
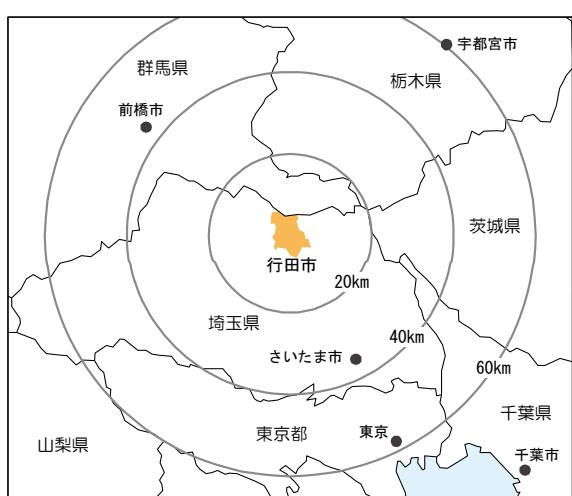
市内には、国宝「金錯銘鉄劍」が出土した稻荷山古墳をはじめ、日本最大の円墳である丸墓山古墳など9基の大型古墳が群集する「埼玉古墳群」を有し、埼玉県名発祥の地として知られています。

また、市内には悠久の眠りから目覚め開花した古代蓮など42種約12万株の蓮の花が咲く「古代蓮の里」、江戸時代の忍藩十万石の城下町を今に伝える「忍城祉」のほか、かつての足袋産業の隆盛を物語る「足袋蔵」が日本遺産に認定されるなど、豊かな自然と歴史が息づくまちです。

交通面では、都心までを1時間程度で結ぶJR高崎線が市の南西部を、秩父鉄道が市の中央部を東西に走り、ともに市民の通勤・通学の足となっています。

幹線道路は、国道17号及び国道17号熊谷バイパスが市内南西部を縦断するとともに、国道125号が市内を東西に横断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しています。また、高速交通網である東北自動車道、関越自動車道及び全線開通を控えた首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジへのアクセスも比較的良好であることから、広域的な交通利便性にも富んでいます。

位置図



2. 歴史と文化

本市は利根川と荒川に挟まれた沖積地に位置しています。伏流水による湧水に恵まれ、旧石器時代から人々の生活が営まれてきました。自然堤防と肥沃な平野が形成されたことにより、弥生時代には水田耕作も始まるなど、古代から開発が進みました。古墳時代になると埼玉古墳群に代表される大型古墳や、小型の円墳など多数の古墳の造営が行われ、そこからは国宝「金錯銘鉄剣」や重要文化財「旗を立てた馬形埴輪」など、我が国の古代文化を代表する貴重な資料が出土しています。

平安時代の後期には、忍氏や河原氏、長野氏など領地の地名を名字とする武蔵武士が活躍するようになりました。彼らは鎌倉時代から始まる武家の時代のなかで、新しい文化を開いていきます。市内で 600 基以上確認されている板石塔婆がその名残を伝えています。

やがて戦国時代が始まると、忍城を拠点とした成田氏が勢力を持つようになります。古河公方足利氏や関東管領上杉氏、小田原北条氏らの抗争の場となった北武蔵にあって、成田氏は従属先を変えながら動乱の世を生き抜いてゆきます。天正 18 年(1590)の豊臣秀吉の関東侵攻に際しては、北条氏に従ったため、忍城は石田三成の大軍に包囲されますが、水攻めに耐えたことにより、後世に浮き城の名で呼ばれるようになりました。

徳川家康が関東に入ると松平忠吉が忍城主となり、関ヶ原の戦い後 30 年ほどは幕府の直轄城となりました。しかし、この間に幕府による農村政策や治水対策が進められ、のちに関東有数の穀倉地帯となる基盤が築かれていきました。やがて、老中に就任する譜代大名が相次いで忍城主となり、石高も 10 万石まで増加され、忍藩は幕府を支える譜代藩となりました。

明治になると忍藩は忍県、ついで埼玉県の一部となり、現在の市域は明治の合併により 1 町 12 村に編成されました。忍町には北埼玉郡役所が置かれ、北埼の行政・経済の中心として発展してきます。

江戸時代からその名が知られていた足袋産業は、明治時代中期以降に機械化や分業化が進むと生産量が増加し、最盛期の昭和戦前期には全国生産の約 80% を占めていました。また、銀行が開設され電話や鉄道も敷設されるなど、足袋産業の発展とともにまちの近代化も進み、日本一の足袋のまちとなりました。

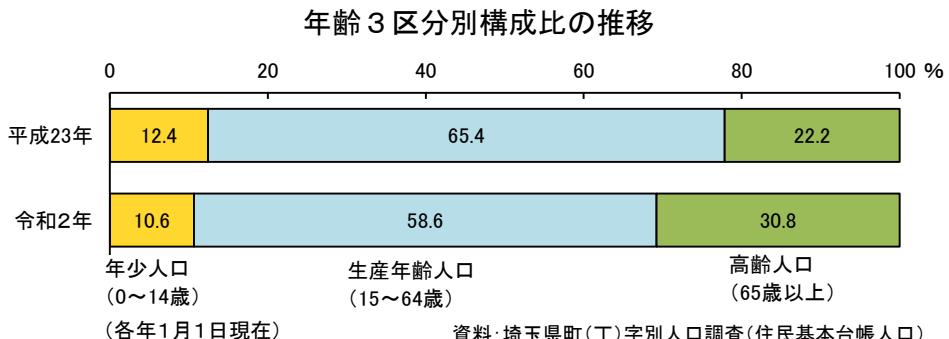
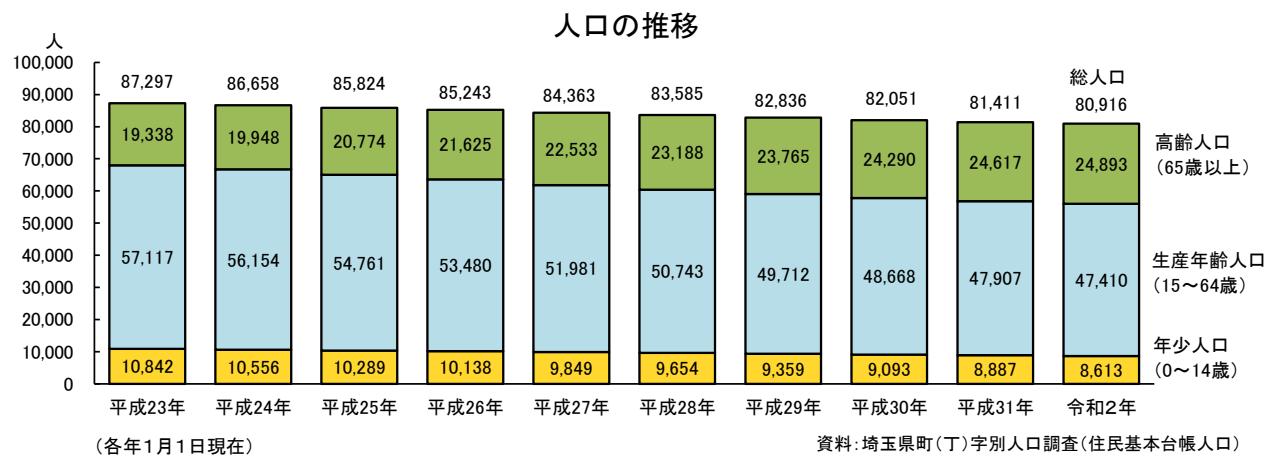
昭和 24 年(1949)、忍町は行田市となりました。昭和の合併により市域も拡大し、高度経済成長期には工業団地が造成され、国鉄行田駅の開設や、新たな市街地の形成と道路の拡張など、現在につながる都市機能が整備されるとともに、まちの景観も次第に変わっていきました。

近年では、日本遺産認定や伝統的工芸品への指定、製造用具等の重要有形民俗文化財への指定など、足袋産業の歴史や技術が見直されています。埼玉古墳群も県内初の特別史跡に指定されるなど、古代から現代までの歴史や文化に注目が集まっています。

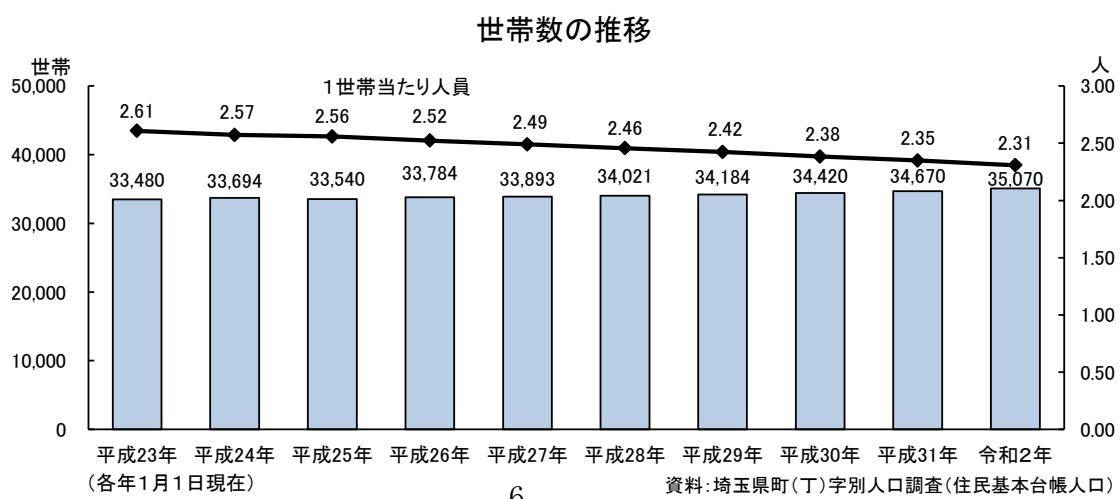
3. 人口・世帯の状況

本市の総人口は、平成 12 年（2000 年）をピークに減少が続いているおり、令和 2 年 1 月 1 日現在で 80,916 人となっています。

ここ 10 年間における年齢構成の推移を見ると、平成 23 年は年少人口（0～14 歳）が 12.4%、高齢者人口（65 歳以上）が 22.2% だったものが、令和 2 年には年少人口が 10.6% に減少する一方、高齢人口は 30.8% と増加しており、少子・高齢化が進行しています。生産年齢人口（15～64 歳）についても、総人口の減少とともに、65.4% から 58.6% へ減少しています。



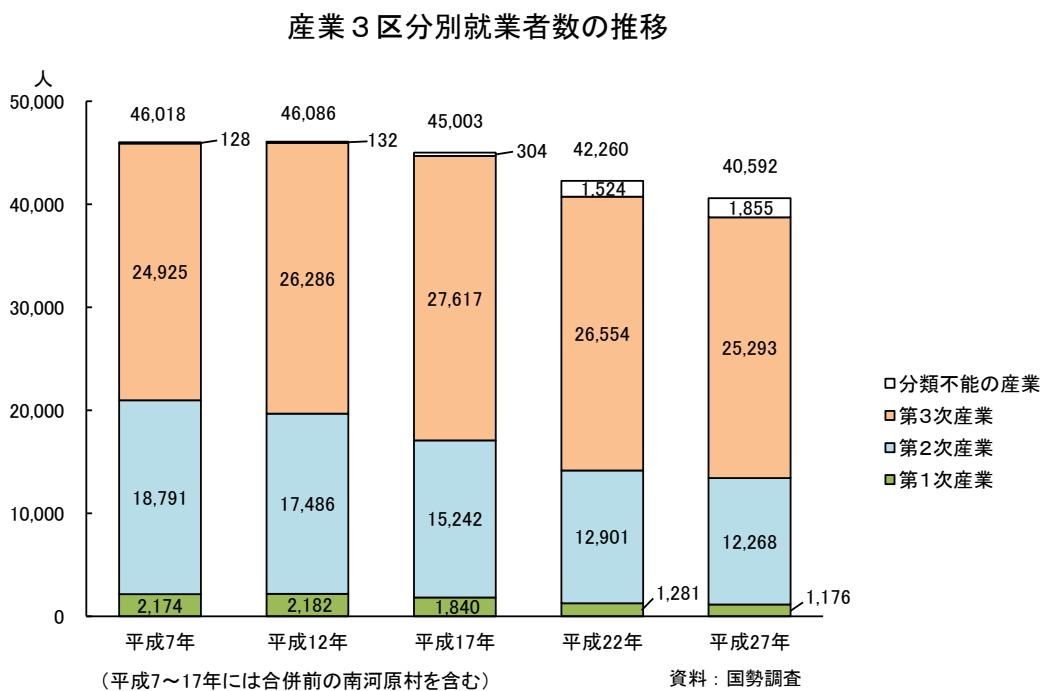
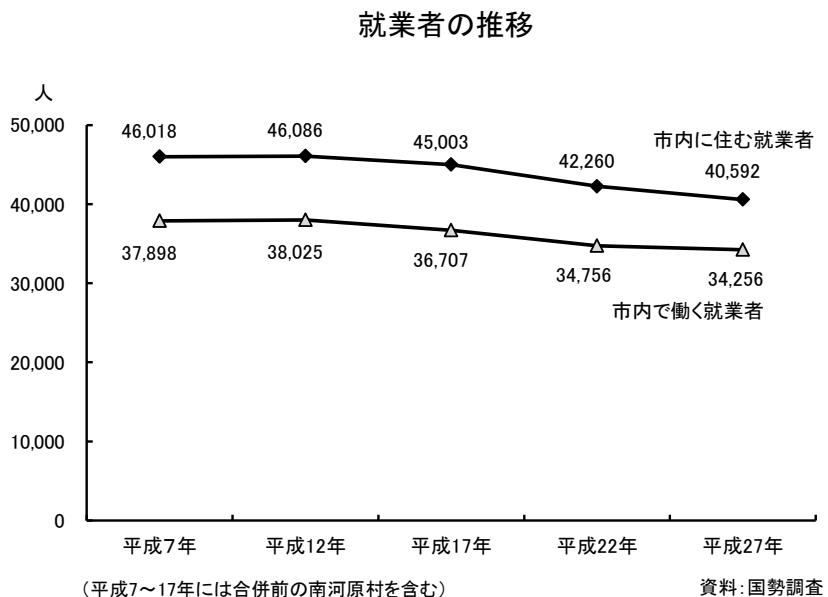
世帯数の推移は、増加が続いているおり、令和 2 年 1 月 1 日現在で 35,070 世帯となっています。一方で、世帯当たりの人員は減少を続け、2.31 人となっています。



4. 就業の状況

人口減少や高齢化の影響により、市内に住む就業者及び市内で働く就業者はいずれも減少しています。

産業3区分別の就業者数は、第1次産業及び第2次産業で減少が続く一方、第3次産業は平成17年まで増加が続いていましたが、生産年齢人口の減少に伴い、平成22年以降は減少が続けています。

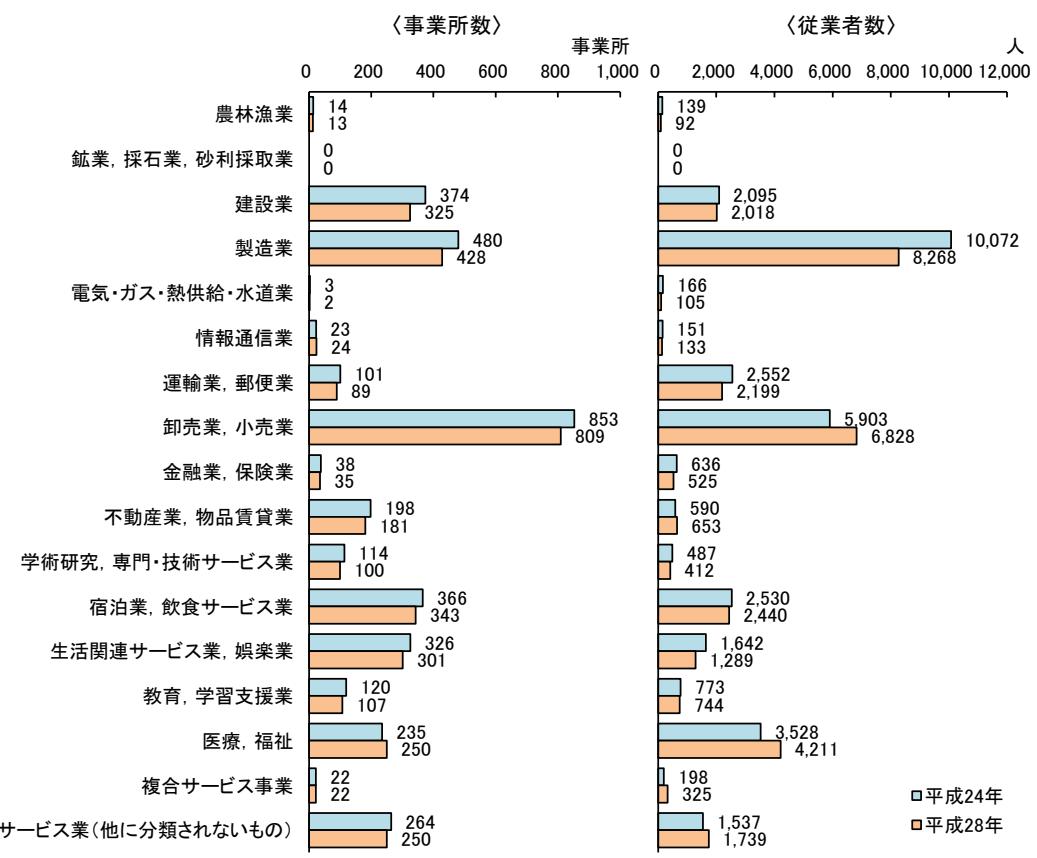


5. 産業の状況

産業別事業所数では「卸売業・小売業」「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」が上位を占めていますが、いずれの業種も平成24年から平成28年にかけて減少しています。

従業者数は、製造業が25.9%と最も多く、次いで「卸売業・小売業」「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」が上位を占めています。

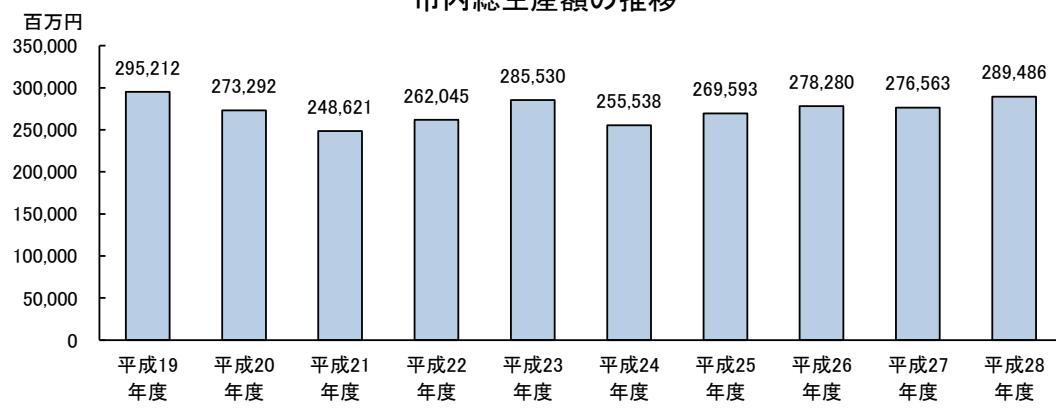
産業別事業所数・従業者数の推移



資料:経済センサス活動調査

市内総生産額は、リーマンショックに端を発した世界的な経済不況の影響により、平成20年度以降減少しましたが、平成23年度には、概ね従前の水準に回復しています。しかし、平成24年度には、前年の東日本大震災の影響を受けて再び減少し、以降は微増・横ばい傾向となっています。

市内総生産額の推移



資料:埼玉県の市町村民経済計算

第3章 社会動向とまちづくりの課題

1. 社会情勢の変化

(1) 人口減少、少子高齢化の急速な進行

わが国の人囗は長期の減少過程に入っています。令和35年（2053年）には1億人を、令和47年（2065年）には9,000万人を割ると推計されています。人口減少や少子高齢化は、労働力人口の減少をもたらし、生産や消費といった経済面の影響はもとより、社会保障制度の不安定化、税財源の減少による公共サービスの縮小など生活全般に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

一方で、人口減少社会においては、一人ひとりの存在感が増すことから、年齢や性別などの属性にかかわらず、誰もが能力を発揮できる社会の実現や、コンパクトなまちづくりへの転換を通じて、まちづくりを「量から質へ」転換していく機会ととらえることができます。

(2) 社会経済のグローバル化の進展

社会経済のグローバル化や貿易の自由化により、各国の経済はますます国際的な結びつきを強めており、世界規模で競争の激化が進んでいます。わが国でも産業構造は大きく変わり、従来の重化学工業を中心とする工業社会から、知識集約型産業やサービス産業を中心とするポスト工業社会への転換が進んでいます。

また、わが国を訪れる外国人は増加を続けています。年間の訪日外国人旅行者は平成30年（2018年）には3,000万人を超え、近年急速に拡大しています。

(3) 情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展

利用が広がるインターネットは、情報の収集、自らの情報発信など、人々に新たなコミュニケーションの場や機会をもたらすだけでなく、今や経済・社会の様々な活動を支えるインフラとなっています。

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴い、人、情報、モノ、資本等のあらゆるもののが瞬時に結びつき、相互に影響を与え合う時代が始まっています。

ICTの発展は、人ととのコミュニケーションに加え、モノをつなぐIoT（Internet of Things）を登場させ、ロボットや人工知能（AI）が様々な場面に使われ、生産性の向上や人手不足の解消が期待されています。国においては、AIなどの技術を活用するSociety5.0が政策目標として掲げられ、超スマート社会の実現に向けた取組みが行われています。

(4) 地球環境問題と再生可能エネルギー

温室効果ガスの大量排出による地球温暖化の進行により、異常気象による自然災害などが深刻化しており、温室効果ガスの排出抑制は喫緊の課題となっています。わが国においては温室効果ガス排出量を 2030 年度に平成 25 年度（2013 年度）比で 26% 削減するとの中期目標を掲げています。

将来にわたって持続可能な地域であるためには、経済活動によって様々な資源が損なわれないようにしなければなりません。食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等の資源を循環させ、新たなビジネスや地域活性化に結びつく取組みが期待されています。

また、東日本大震災を契機に、従来の一極集中型から小型分散型のエネルギー一体系への転換や、エネルギーの地産地消が進みつつあります。

(5) 安全な暮らしの確保

今後 30 年以内に 70% の確率で発生するとされている首都直下型地震、南海トラフ巨大地震や大規模火山噴火、激甚化する風水害や土砂災害など、大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。

一方、高度経済成長期に集中的に整備した公共施設やインフラは、一斉に更新の時期を迎えることから、施設の長寿命化や計画的な更新、統廃合などにより、機能を維持していくことが求められています。

(6) 働き方改革

国は、一億総活躍社会に向けた働き方改革として、長時間労働のは正、公正な処遇の確保、柔軟に働くことができる環境整備などの実現を目指し、平成 30 年（2018 年）7 月に働き方改革関連法が成立しています。

働き方改革では、働く人の視点に立って労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を含めて変えることを目指し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにすることを基本的な考え方としています。

2. 行田市民の意識

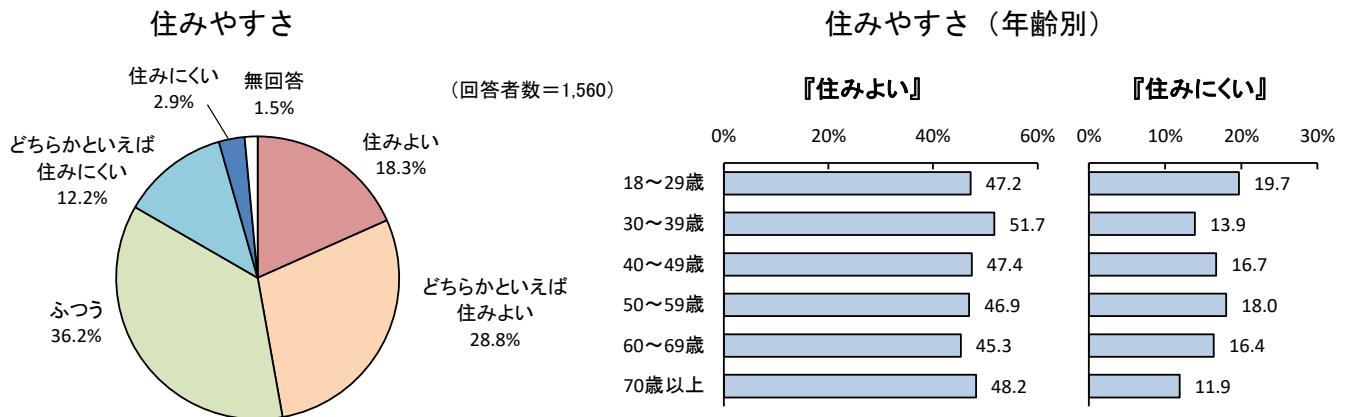
(1) 市民意識調査結果

調査は、市内在住の18歳以上の方3,000名を無作為抽出してアンケート形式の調査票を送付し、52.0%に当たる1,560名から回答がありました。

住みやすさ

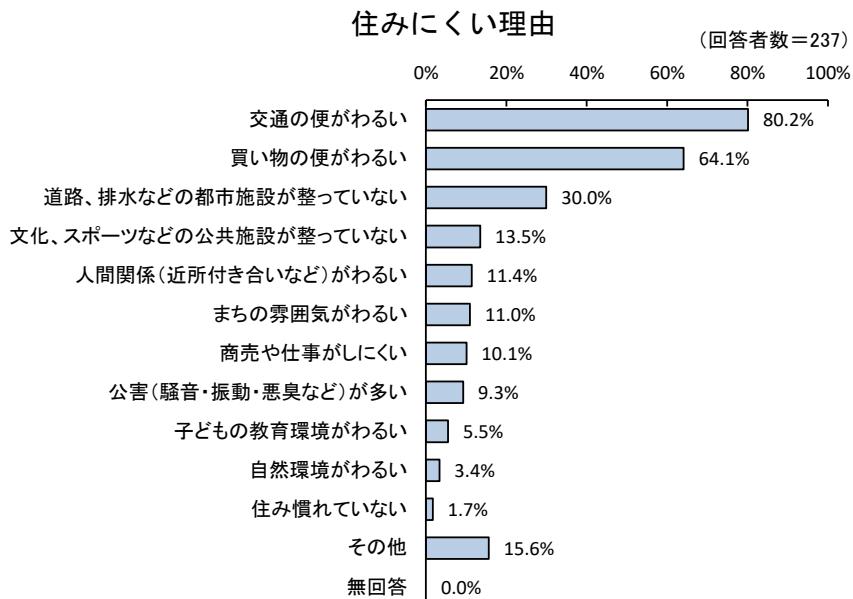
「住みよい」と感じている市民の割合は、「住みよい」18.3%と「どちらかといえば住みよい」28.8%を合わせた47.1%で、約5割となっています。これに対し、「住みにくい」と感じている市民の割合は、「住みにくい」2.9%と「どちらかといえば住みにくい」12.2%を合わせた15.1%となっています。

年齢別でみると、『住みよい』は30歳代で多く、『住みにくい』は18~29歳及び50歳代でやや多くなっています。



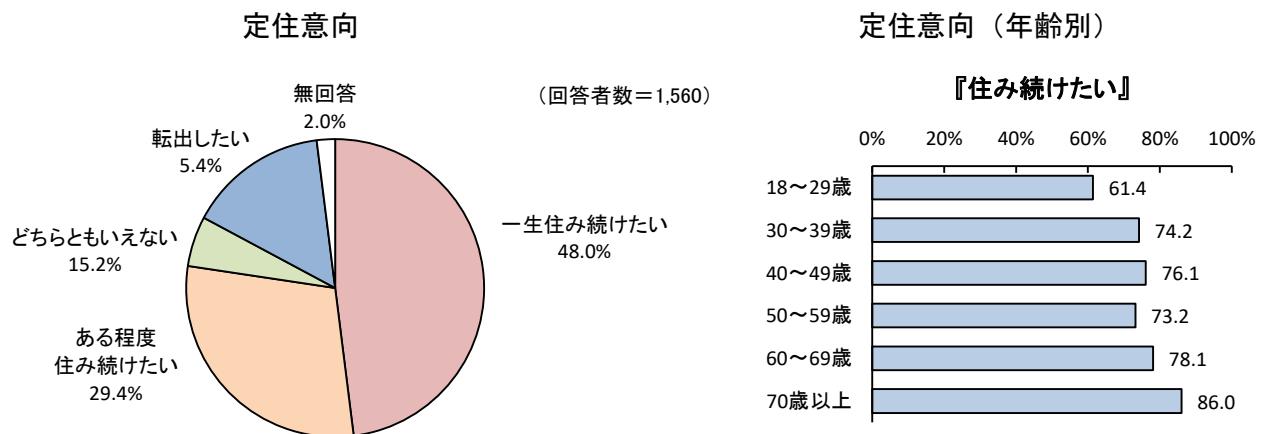
住みにくい理由

住みにくい理由として最も多いのは、「交通の便がわるい」で80.2%、次いで「買い物の便がわるい」が64.1%と、この2つが突出しています。以下、「道路、排水などの都市施設が整っていない」30.0%、「文化、スポーツなどの公共施設が整っていない」13.5%などとなっています。



定住意向

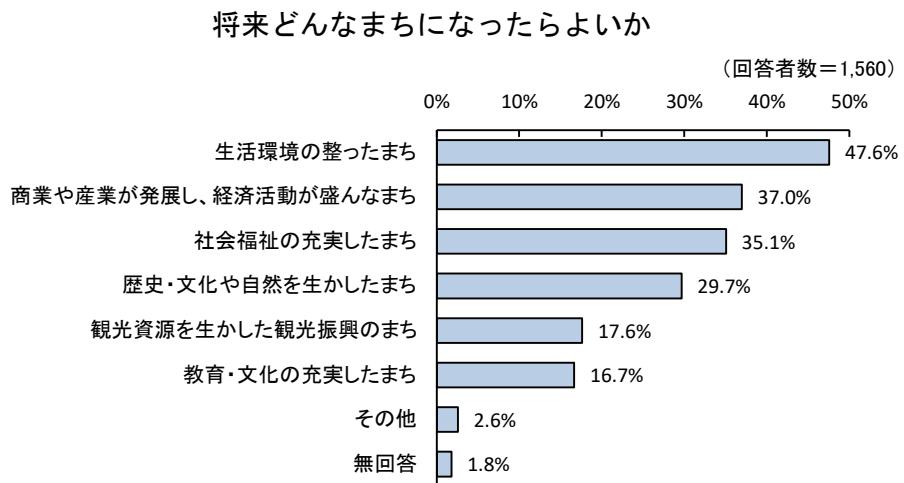
「一生住み続けたい」48.0%、「ある程度住み続けたい」29.4%を合わせた『住み続けたい』は77.4%で約8割となっており、「転出したい」は5.4%にとどまっています。年齢別でみると、70歳以上、60歳代、40歳代の順で多くなっています。



将来どんなまちになったらよいか

最も多いのが、「生活環境の整ったまち」で47.6%、次いで「商業や産業が発展し、経済活動が盛んなまち」37.0%、「社会福祉の充実したまち」35.1%、「歴史・文化や自然を生かしたまち」29.7%などとなっています。

男女、年齢別すべての層で「生活環境の整ったまち」が1位にあげられています。



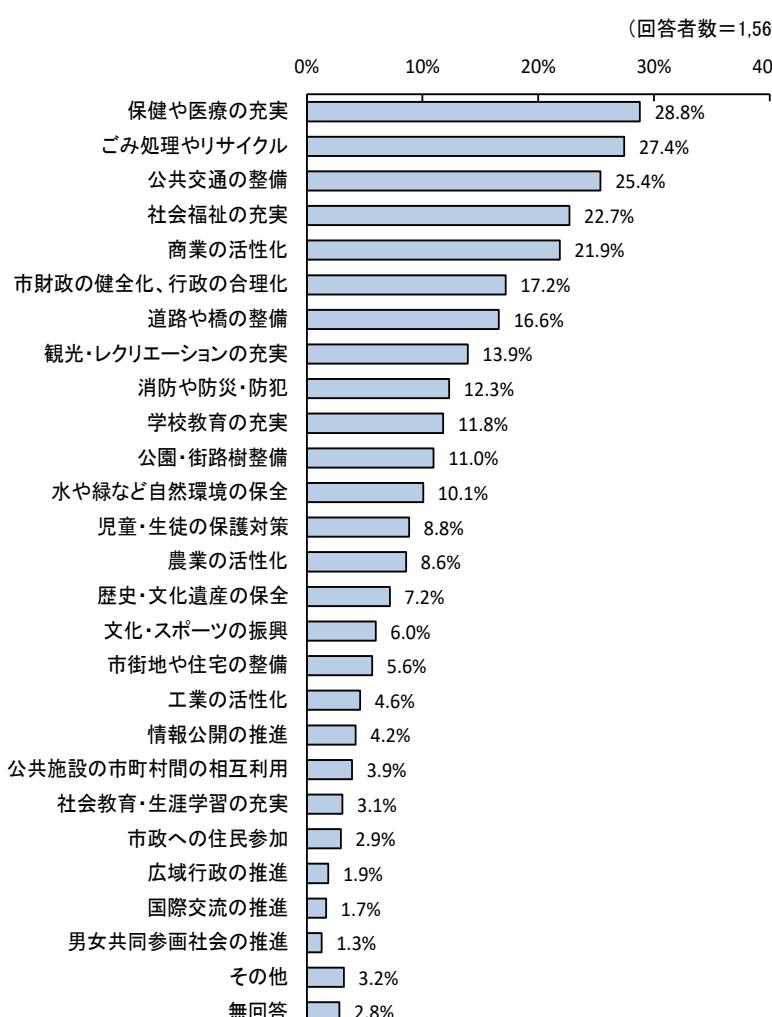
特に力を入れてほしい施策

これから市政で力を入れてほしい施策は、「保健や医療の充実」28.8%、「ごみ処理やリサイクル」27.4%、「公共交通の整備」25.4%、「社会福祉の充実」22.7%、「商業の活性化」21.9%の順に続いています。

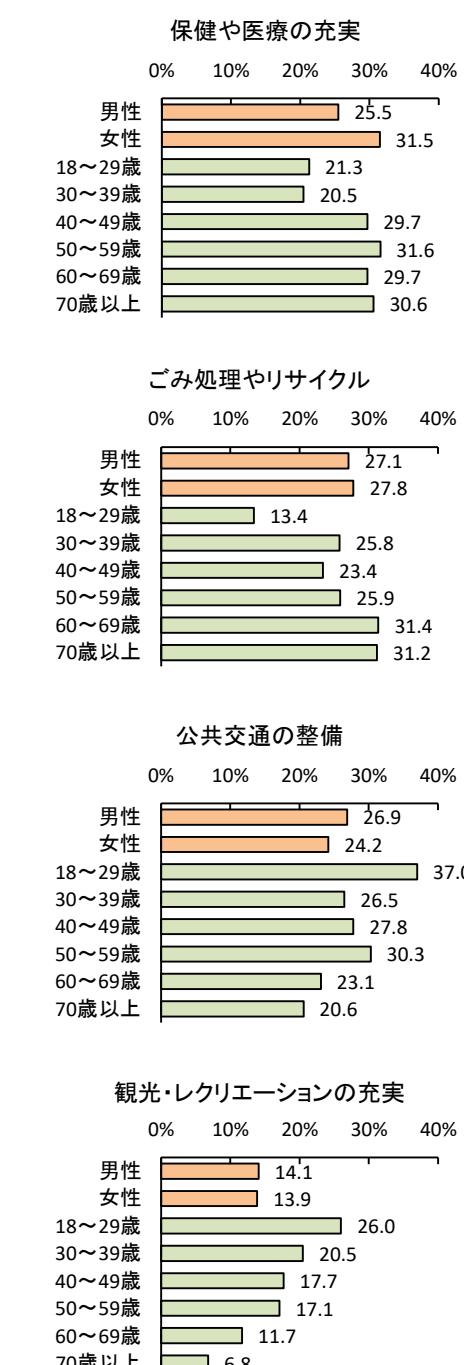
男女別でみると、女性の「保健や医療の充実」を求める方が多く、男性は「公共交通の整備」が多くなっています。

年齢別では、18~29歳、30歳代では「公共交通の整備」、40歳代、50歳代では「保健や医療の充実」、60歳代、70歳代では「ごみ処理やリサイクル」がそれぞれ1位にあげられています。また、18~29歳では「観光・レクリエーションの充実」がやや多くなっています。

特に力を入れてほしい施策



特に力を入れてほしい施策(性別・年代別)



(2) 市民会議の結果

市民の視点でまちづくりを検討するため、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民と公募市民の計23名で構成する「みんなで目指すまちづくり会議」を、令和元年（2019年）10月から11月にかけて4回にわたり開催し、そこで参加者から提案がなされた「目指したいまちのイメージ」を、以下の8つに集約しました。

子育てしやすいまち

地域の宝である子どもを、安心して産み育てることができ、親が子育ての喜びを感じることのできる環境が必要です。子どもの成長を支援できる地域の大人を増やすなど、地域ぐるみで子育て支援のあるまちづくりを提言します。

誰もが活躍できるまち

人口減少社会では、市民一人ひとりの力が重要となります。年齢や職業、性別などにとらわれない、幅広い社会参加を促す環境が整備された、誰もが活躍できるまちづくりを提言します。

人と人との結びつきのある安心して暮らせるまち

少子高齢化や核家族化などにより、地域の中で孤立する人が増えています。地域でのつながり・支え合いの仕組みをつくり、人と人との結びつきが安心した暮らしにつながるまちづくりを提言します。

ごみのないきれいで快適なまち

ごみのないきれいなまちは、市民の心の反映でもあります。市民一人ひとりがごみ問題について関心を持ち、きれいに住みやすいまちづくりを提言します。

行田の良いところをもっとアピールするまち

自分のまちをアピールするためには、市民が自分たちのまちをよく知り、誇りを持つことが必要です。市民や来訪者にとって価値のあるその魅力を、積極的に発信するまちづくりを提言します。

賑わいがあるまち

人口が減少していく中でも、まちの活力を生み出す基盤である産業を活性化し、より元気なまちにする必要があります。地域資源を活かし、「見る」「食べる」「買う」「楽しむ」場として賑わいのあるまちづくりを提言します。

快適な交通環境のあるまち

快適な道路交通環境は、市民の暮らしを支える重要な基盤です。幹線道路や生活道路の整備は進みつつありますが、子どもや高齢者、障がいのある方も安心して利用で

きる歩道の整備や、公共交通の充実など、誰にとっても快適な交通環境のあるまちづくりを提言します。

地域で安心して暮らし続けられるまち

地震や集中豪雨など、災害への不安が増しています。災害に強いまちを築いていくため、市民、地域、行政がそれぞれの備えと連携で被害を最小限に抑えることができるよう危機管理体制が充実したまちづくりを提言します。

(3) タウンミーティングの結果

市長が各地域を回り、地域の方々とまちづくりについて意見交換を行うタウンミーティングで出された意見等を、以下のとおり、「まちづくり分野」「福祉・健康分野」「教育・文化分野」「産業経済分野」「自治体経営分野」の5つの分野別にまとめました。

まちづくり分野

- ・八幡町通り改修等の町並み・景観整備
- ・自転車レーンの設置・改善
- ・空き家対策の推進と制度の周知
- ・循環バスの利便性向上
- ・デマンドタクシーの利用条件の見直し
- ・ごみ処理広域化に伴う今後のごみ処理方法（ごみ袋有料化やごみの回収頻度等）
- ・避難所の設置・運用方法の見直し
- ・自主防災組織への支援の拡充
- ・防犯カメラや防犯灯の設置 等

福祉・健康分野

- ・学童保育の受け入れ拡充や送迎支援の強化
- ・高齢者の健康増進や居場所づくり
- ・地域の福祉協力体制の見直し 等

教育・文化分野

- ・小・中学校の統合や特色ある教育環境の整備
- ・教育・学習関連施設・設備の更新・改修
- ・地域における交流活動の促進
- ・通学路の安全確保 等

産業経済分野

- ・忍城や日本遺産、埼玉古墳群等の地域資源を活用した市内産業の活性化
- ・ぶらっと♪ぎょうだ、VertCafé、見どころ案内所等の充実
- ・商業施設や企業（工場等）の誘致
- ・起業家支援
- ・農業後継者の育成 等

自治体経営分野

- ・高齢化に伴う、今後の自治会運営
- ・市役所窓口における転入者への自治会加入促進
- ・行政による積極的な情報発信 等

3. まちづくりの課題

人口減少や少子・高齢化への対応

本市においても、人口減少と少子高齢化が進んでいます。

主な要因としては、高齢化により死亡者数が増加していることに加えて、出生者数が減少を続けていることがあげられます。

社会動態では、転出者数が転入者数を上回る社会減となっており、なかでも10歳代後半から20歳代の若年層の転出が目立ちますが、一方で近年は30歳代の転入が増加しており、社会減の幅は緩やかになりつつあります。

また、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加したことにより、自治会活動などの地域における担い手不足が起こっています。

人口流出の抑制と流入促進に向けて、企業誘致による雇用の創出などの人口減少対策に取り組むとともに、客観的な将来人口推計による将来人口フレームに沿ったまちづくりの施策を進めていく必要があります。

暮らしの快適性を高め魅力あるまちをつくる

都市基盤整備においては、高度経済成長期やバブル経済の終焉を経て、近年は「量より質」が求められる傾向にあります。

市民意識調査において、「将来どんなまちになったらよいか」の問い合わせに対し、最も多い回答は「生活環境の整ったまち」47.6%で、約2人に1人があげています。

また、「住みにくい理由」としては「交通や買い物の利便性」が、「今後力を入れてほしい分野」としては「ごみ処理やリサイクル」、「公共交通の整備」などがあげられており、快適な住環境づくりが求められています。

市民会議では、利用者のニーズに沿った「安全に歩ける道路環境の整備」や「公共交通の確保」、「ごみのないきれいなまちづくり」などが提言されています。

タウンミーティングにおいても「ごみ問題」には多くの意見が寄せられるなど、意識の高まりが見られます。

また、中心市街地における歴史ある景観の保全やまち並みの再生など、地域資源を活かした、行田らしいまち並みづくりも課題となっています。

地域ぐるみで取り組む安心の環境づくり

高齢化が進む中、本市においても、高齢者の一人暮らし世帯や、高齢者のみの世帯が増加しています。また、核家族化や女性の社会進出により、学童保育に対する需要が高まっています。

タウンミーティングでも、「学童保育の待機児童」が指摘され、市民会議においても、「地域ぐるみの子育て支援」の必要性について言及されるなど、「人と人との結びつき」

が「安心した暮らしの実現につながる」との提言がなされています。

一方、子育てサークルへのヒアリング調査では、相互の育児相談や親子ふれあい体操、情報発信、イベントなど、自分たちの手による企画事業を行っており、参加者は高い満足度を感じています。今後は、こうした市民自らの取組みを支援していくことも求められます。

また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の暮らしを支える地域での助け合い、支え合いを基本とする地域コミュニティづくりとともに、高齢者の持つ様々な経験や知識・知恵などを将来世代に伝承していくことができるよう、子どもや若者など様々な世代との交流を支援することが求められます。

文化・歴史資源をいかした賑わいの創出と情報発信

埼玉古墳群や忍城址、古代蓮の里に加えて、ギネス世界記録に認定された世界最大の田んぼアート、日本遺産に認定された足袋や足袋蔵など、本市には魅力ある文化・歴史資源が数多く存在します。

これらの資源を活用し、まちの魅力を高め、賑わいを創出することが求められています。市民会議では、「市の良いところをもっとアピールするべき」と情報発信力の強化が提言されていますが、市民が自分たちのまちの良さを認識し発信していくことは、シビックプライドの醸成にもつながります。

タウンミーティングでは、「観光における官民の連携が十分でない」、「足袋を販売する店が少ない」、「お土産や食事処が少ない」などの意見が出されています。

今後は、観光をビジネスと捉え、官民連携の取組みにより、行田の魅力を国内外に広く発信し、まちの賑わいを創出することが求められています。

誰もが力を發揮し、活躍できるまち

国の「一億総活躍プラン」では、一人ひとりが生涯にわたり、自らの持つ個性や能力を高め、かつそれを最大限に發揮して社会と関わることのできる環境づくりが求められています。本市でも、人口減少に伴って生産年齢人口が減少しており、今後はこれまで以上に、性別や年齢などの属性にとらわれない、一人ひとりが自らの力を発揮できる環境づくりが求められます。

市民会議でも提言された「誰もが活躍できるまち」を目指して、「子育てしながらの就労支援」、「高齢者の就労促進」、「地域人材の有効活用」、「行田の歴史文化を子どもたちに伝える」など、意欲ある市民が新しい取組みに挑戦できる環境づくりが求められています。

安全を支える危機管理体制づくり

激甚化する台風など大規模自然災害への対応は、市民の関心も高く、大きな課題の一つです。本市においても、令和元年台風19号の大震災は記憶に新しいところです。

タウンミーティングでは、「防災備蓄倉庫の充実」や「避難所の設置・運用方法の見直し」、「自主防災組織への支援の拡充」に加え、「防災行政無線の改善」についても、複数の地区から要望があげられました。

市民会議でも、「災害に強いまち」を築いていくため、市民、地域、行政がそれぞれの役割と連携で被害を最小限に抑えることのできる「危機管理体制の充実」が提言されています。

災害発生時には、地域住民による自主的な救援救助活動が重要な役割を果たすため、自主防災組織の育成をはじめ、速報性の高い情報発信手段の確立や、生命維持に欠かせない水や食料、電源の確保といった危機管理体制を充実していく必要があります。

同時に、災害発生時や感染症流行時においては、市民生活への影響が最小限となるよう、確実な行政運営を継続することが求められます。

持続可能な行財政運営とコミュニティづくり

人口減少に伴う税収減などで、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、行財政改革の取組みをさらに進めることで、限られた財源を有効に活用し、より効率的な行財政運営が求められています。また、行政サービスに対するニーズは多様化しており、従来の行政運営では対応が困難な状況も予測されます。

市民意識調査では、「市財政の健全化、行政の合理化」は、今後力を入れてほしい分野の上位にあげられ、市民の関心の高さをうかがうことができます。

今後は、市民の力と行政の力を両輪として、持続可能な行財政運営への取組みが求められます。

また、タウンミーティングでは、担い手の高齢化等により、自治会運営を不安視する声が聞かれるなど、地域住民の相互扶助で解決していた日常生活上の問題の解決を、地域が自らで行うことが次第に難しくなりつつあります。

今後は、地域で安心を感じられるコミュニティづくりが求められます。

第2編 基本構想

第1章 行田市の将来像

1. 将来都市像

市民にとってもまちを訪れる人にとっても魅力のあるまちの実現に向けて、本計画で目指す将来都市像を次のとおり定めます。

いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ

埼玉県名発祥の地である行田市は、古代から続く悠久の時の流れとともに、豊かな自然と輝かしい歴史、薫り高い文化を育んできました。こうした、先人から受け継いだまちの資産を再認識しながらも、従来の考え方や手法にとらわれることなく、新たな時代の流れを積極的に捉えたまちづくりを展開し、市民が誇れるまちを目指します。

2. 基本理念

将来都市像「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ」の実現に向けて、市民会議などにおける市民からの提言も踏まえ、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

人の絆 地域の力 まちの賑わい

人の絆

人口減少や少子高齢化が進む中、幅広い世代の「人の絆」を大切にしたまちづくりを進めます。

地域の力

人と人の絆が集まると、それが「地域の力」となります。それぞれの地域が個性を磨き、魅力を高めるまちづくりを進めます。

まちの賑わい

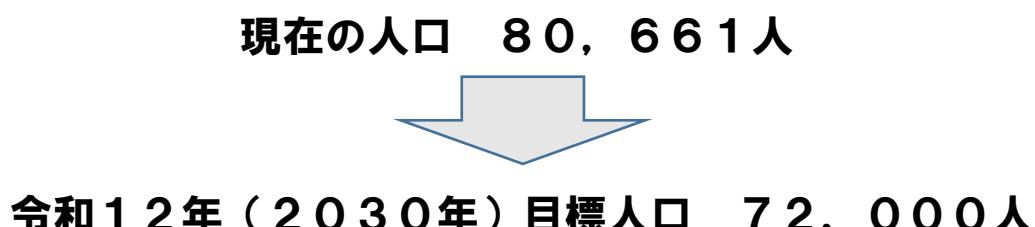
地域の力が集まると、「まちの賑わい」に繋がります。地域の人や資源、文化などが行き交う、賑わいあるまちづくりを進めます。

第2章 まちづくりのフレーム

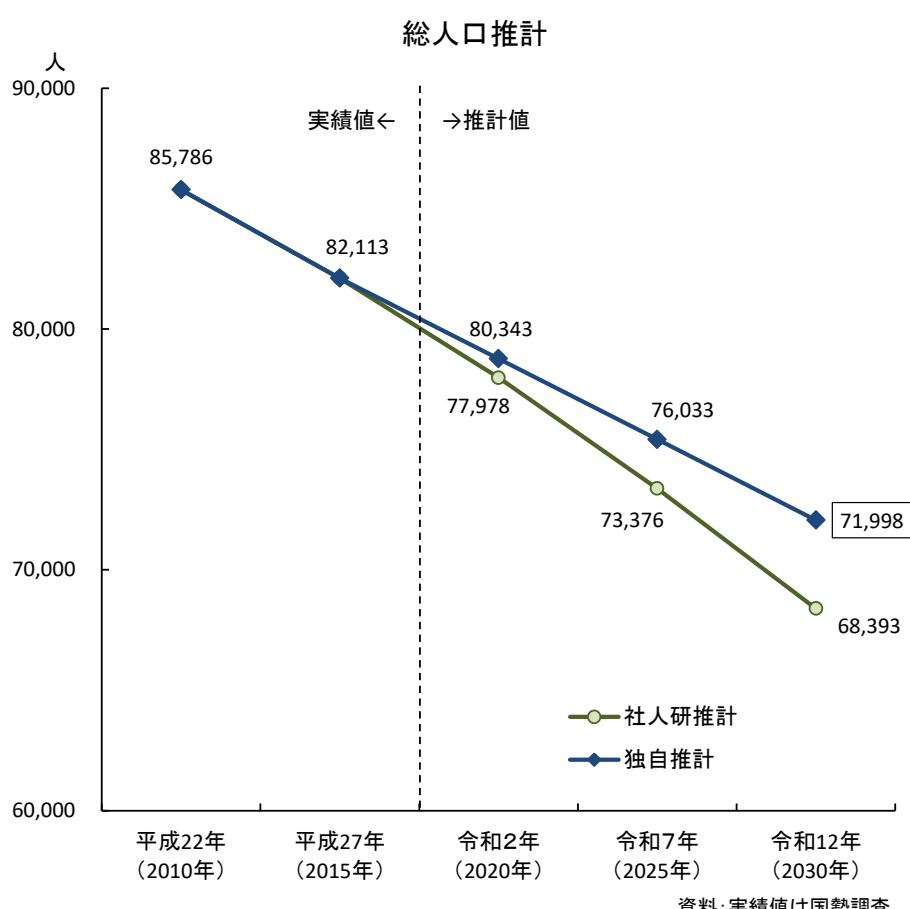
1. 将来人口

国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」という。）の最新の推計では、行田市の令和12年（2030年）の人口は、直近の国勢調査である平成27年（2015年）と比較して約83.3%の68,393人になると推計されています。

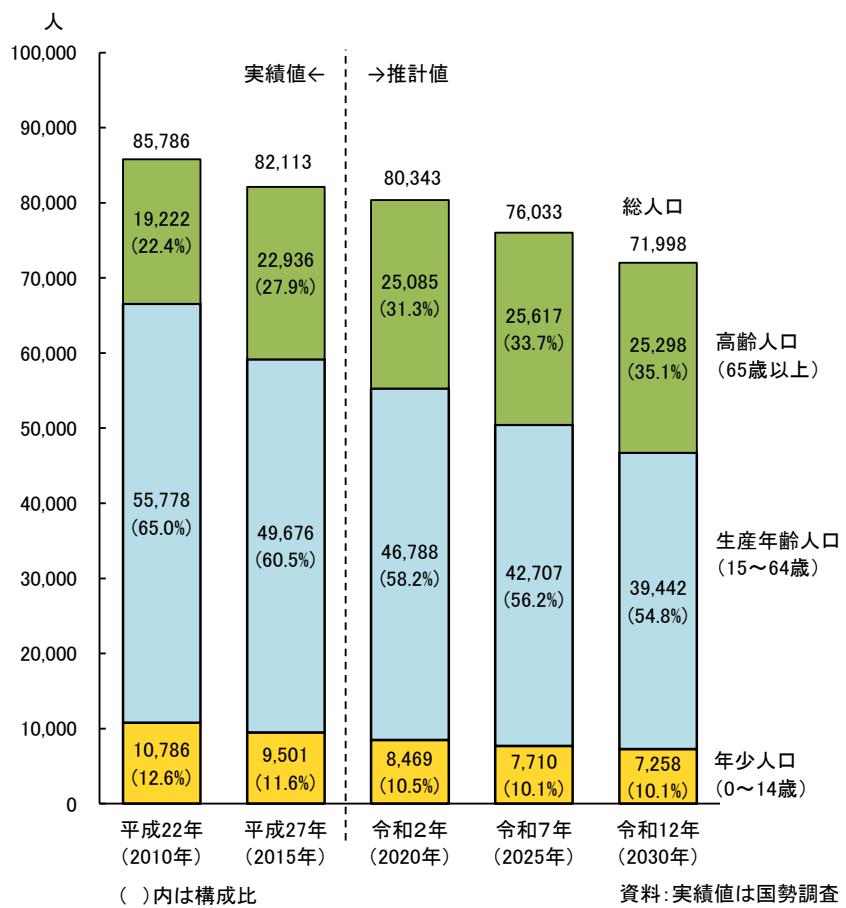
しかしながら、急激な人口減少や高齢化は、まちの活力低下にも繋がることから、本計画に位置付けた様々な施策を推進することにより、人口減少の割合を緩和し、令和12年に72,000人の人口を維持することを目指します。この目標値は、平成27年（2015年）に策定した行田市人口ビジョンにおける独自推計と同様の仮定値と、直近の国勢調査である平成27年国勢調査の実績値を使用して再推計した結果の数値である71,998人から設定しています。



※「現在の人口」は令和2年3月1日現在の住民基本台帳人口であり、計画公表時には令和2年10月1日現在の同人口又は令和2年国勢調査人口に置き換えるものとする。



年齢3区分別人口推計



人口推計の考え方

【国立社会保障人口問題研究所推計】

- 社会動態については、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）の移動率がそのまま続くものと仮定します。
- 自然動態については、全国の子ども女性比と本市の子ども女性比との相対的較差（比）から設定した仮定値が、そのまま続くものと仮定します。

【行田市人口ビジョンに準じた独自推計】

- 社会動態については、「令和 3 年（2021 年）～令和 7 年（2025 年）」の期間では社人研移動率の 2/3 に改善し、「令和 7 年（2025 年）～令和 12 年（2030 年）」の期間では社人研移動率の 1/3 に改善すると仮定します。
- 自然動態については、合計特殊出生率が 5 年間ごとに 0.1 上昇すると仮定します。

2. 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

今後のまちづくりにおいては、将来人口フレームに沿った集約・連携型都市構造の実現に向けて、都市全体の土地利用を、総合的・一体的観点から進めていくこととします。

(2) 現状の土地利用に基づくゾーン設定

①住宅ゾーン

既存の住宅地を中心に、快適な住環境を維持しながら、それぞれの用途地域にふさわしい、秩序ある市街地の形成を図ります。

②商業ゾーン

都市拠点として、都市機能の強化や充実を図ります。

③工業ゾーン

地区計画による規制と誘導により、周辺環境との調和に配慮した生産活動を促進します。

④集落・田園ゾーン

優良農地の保全に努めるとともに、市街化調整区域における住宅建築については、集落内への誘導を図ります。

(3) 構想に基づくゾーン設定

①幹線道路沿道土地利用検討ゾーン

広域幹線道路沿道の交通利便性を活かした沿道サービス施設などを誘導するため、土地利用の見直しを検討します。

②産業系土地利用検討ゾーン

将来の上尾道路開通効果等を見据えた企業立地ニーズに対応できるよう、産業系土地利用を検討します。

③交流拠点検討ゾーン

市民と観光客の交流や、市内に点在する様々な地域資源への回遊性向上を目的とした、交流拠点の整備を検討します。

土地利用構想図



第3章 施策の大綱

将来像「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ」の実現に向けて、次の5つを基本目標として設定します。



1 5つの基本目標

1. いきいきと共に支え合うまちをつくる
2. 未来をひらく人材をはぐくむまちをつくる
3. 安心で安心に暮らせるまちをつくる
4. 快適な住環境が整ったまちをつくる
5. 個性ある魅力を高めるまちをつくる

1. いきいきと共に支え合うまち

市民が健やかで元気に暮らせるよう、福祉サービスの更なる充実を図り、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるまちを実現します。

- ・健康に暮らせるまち
- ・みんなで支え合うまち
- ・高齢者が活躍できるまち

2. 未来をひらく人材をはぐくむまち

安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるとともに、時代を切り拓いていく人材を育てます。また、市民が生涯にわたり自らの能力を発揮できる環境づくりに取り組み、すべての市民がいきいきと暮らせるまちを実現します。

- ・安心して子育てができるまち
- ・生きる力のある子どもをはぐくむまち
- ・社会全体で子どもをはぐくむまち
- ・学びとスポーツにあふれたまち
- ・歴史と文化を大切にするまち

3. 安心で安心に暮らせるまち

災害時における危機管理機能の充実や、防犯、交通安全など生活の安全が確保され、市民が安心で安心に暮らせるまちを実現します。

- ・災害に強いまち
- ・消防・救急体制が整ったまち
- ・安全に生活できるまち

4. 快適な住環境が整ったまち

行田らしい景観づくりを進め、まちの魅力や価値を高めるとともに、快適に暮らせる住環境や便利に移動できる道路・交通ネットワークのあるまちを実現します。

- ・都市基盤が整った賑わいのあるまち
- ・住環境が整った暮らしやすいまち
- ・だれもが便利に移動できるまち
- ・自然と共生するまち

5. 個性ある魅力を高めるまち

自然や歴史・文化などの地域資源を核に、訪れたくなるまちの賑わいの創出、地域産業の活性化など、市民、事業者、関係機関とともに、魅力あるまちを実現します。

- ・地域の魅力にあふれたまち
- ・地域産業が盛んなまち
- ・安全・安心な農産物を供給できるまち

2 基本目標ごとの施策の大綱

※ []は、基本構想の検討に当たり、基本計画に記載する各施策分野を参考に示したものであり、完成版では基本構想から削除する予定です。

1. いきいきと共に支え合うまちをつくる

(1) 健康に暮らせるまち

市民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、健康づくりを意識した生活を送ることができるよう、市民の健康づくり活動の支援や予防医療の充実を図るとともに、地域医療体制の充実を図ります。また、すべての人が安心した生活を送ることができるよう、生活困窮者への自立支援や社会保障制度への理解促進と制度の適正な運用を図ります。

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 社会保障制度の充実

(2) みんなで支え合うまち

住み慣れた家庭や地域において誰もが安心して自立した暮らしができるよう、地域での支え合い・助け合いの輪を広げます。また、心身の健康を維持しながら地域で自立した生活が送れるよう、福祉の充実を図ります。

- 1 支え合う地域福祉の充実
- 2 安心して暮らせる高齢者福祉の充実
- 3 自立した暮らしを支える障がい者福祉の充実

(3) 高齢者が生きがいをもてるまち

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らすことができるよう、これまで培ってきた知識・経験などを活かした社会参加や就労の促進に努めます。

また、地域の支え合い活動への参加を促進します。

- 1 健康と生きがいづくりの支援
- 2 社会で活躍できる場の充実

2. 未来をひらく人材をはぐくむまちをつくる

(1) 安心して子育てができるまち

子どもたちを安心して産み育てていけるよう、子育てしやすい環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちの成長を支えます。

また、幼児教育・保育環境の充実など、多様なサービスにより子育て世代への支援を充実します。

- 1 子育て支援の充実
- 2 教育・保育環境の充実

(2) 生きる力のある子どもをはぐくむまち

確かな学力や豊かな人間性、心身の健康づくりといった生きる力の育成に努めるとともに、児童・生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を図ります。

また、学校、家庭、地域が一丸となって、いじめ・不登校対策や心の教育に取り組みます。

- 1 生きる力をはぐくむ教育内容の充実
- 2 特色ある学校づくりの推進
- 3 教育環境の整備
- 4 心の教育の支援

(3) 社会全体で子どもをはぐくむまち

学校、家庭、地域が連携して子どもの健全育成を推進することで、社会全体の教育力の向上を図ります。

また、体験学習を通して、子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくみます。

- 1 子どもの健全育成

(4) 学びとスポーツにあふれたまち

市民が生涯にわたり学び、その成果を活かすことのできる機会の充実を図ります。また、多様化する学習ニーズに応えるため、高等教育機関などとの連携に取り組みます。

加えて、スポーツ・レクリエーションに対する市民ニーズの多様化に対応し、スポーツ教室の拡充やスポーツ団体への活動支援、指導者の育成などを図ります。

- 1 生涯学習活動の推進
- 2 高等教育機関との連携
- 3 スポーツ・レクリエーションの振興

(5) 歴史と文化を大切にするまち

歴史的資源や伝統文化を後世に引き継ぎ、市民の理解を深めるとともに、その成果を活かしたまちづくりを推進します。

また、文化芸術活動への支援や、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

- 1 歴史的資源の調査や保存と伝統文化の継承
- 2 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
- 3 文化芸術活動への支援

3. 安全で安心に暮らせるまちをつくる

(1) 災害に強いまち

市民の防災意識の向上や知識の習得を促進するとともに、地域における自主的な防災活動への取組みを支援し、地域防災力の強化に努めます。

また、緊急情報の迅速な伝達など、災害発生時における対応力の強化とともに、速やかに対応できる体制整備を図ります。

- 1 地域防災力の強化
- 2 災害発生時における体制の充実

(2) 消防・救急体制が整ったまち

災害の複雑多様化に対応した消防の組織強化・資機材の整備に努め、あらゆる事案に対応できる消防・救急・救助体制の充実を図ります。

また、家庭や地域で防災意識を高めるとともに、消防団を中心に地域における消防力の強化を図ります。

- 1 消防・救急・救助体制の充実
- 2 地域消防力の強化

(3) 安全に生活できるまち

防犯・交通安全・消費生活など市民が安心して生活できるよう、地域やさまざまな団体との連携を図り、犯罪のないまちづくりや交通安全対策の推進、消費生活の支援に努めます。

- 1 防犯対策の推進
- 2 交通安全対策の推進
- 3 消費者保護体制の充実

4. 快適な住環境が整ったまちをつくる

(1) 都市基盤が整った賑わいのあるまち

中心市街地の活性化や市内の回遊性向上に向けて、歴史や地域性を活かした行田らしい景観づくりに取り組み、歴史資源の保全と活用を図ります。

また、まちの顔となる中心市街地に都市機能が集約されたコンパクトなまちづくりを推進するとともに、地域の個性を活かした交流と賑わいのあるまちづくりを支援します。

- 1 地域の特性を活かしたまちづくり
- 2 活力ある市街地の形成

(2) 住環境が整った暮らしやすいまち

関係機関と連携した住宅に関する情報の提供や、管理不全な空き家の所有者に対し必要な措置を講じるなど、既存住宅地の快適な住環境を維持します。

また、多くの市民に利用されるよう、地域コミュニティと交流の場としての公園・緑地の整備と管理により、身近な親水空間の創出を図ります。

- 1 良好な住環境の形成
- 2 利用しやすい公園づくり
- 3 安全で安定した水道水の供給

(3) だれもが便利に移動できるまち

都市の骨格を形成する幹線道路の整備を進め、市内外の交流を促進するとともに、安全で快適な生活道路や歩道の整備など、人にやさしい道路環境づくりを推進します。

また、日常生活に必要な交通を確保するため、事業者や市民と連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。

- 1 快適な道路整備の推進
- 2 公共交通の充実

(4) 自然と共生するまち

緑豊かな自然環境を保全するとともに、良好で快適な生活環境の確保を図ります。また、地球温暖化対策に取り組むとともに、市民、事業者との連携によるごみの減量や4Rの推進により、低炭素社会や資源循環型社会の形成を図ります。

- 1 自然環境の保全
- 2 公共下水道の普及促進
- 3 快適な生活環境の保全
- 4 資源循環型社会の形成

5. 個性を磨き魅力を高めるまちをつくる

(1) 地域の魅力にあふれたまち

観光客の満足度の向上を図るため、観光資源の磨き上げを行うとともに、情報発信力を強化し、来訪者の増加につなげていきます。

また、施策の推進にあたっては、官民が連携した推進体制を構築し、地域が一体となつてまちの賑わい創出を目指します。

- 1 観光資源の魅力向上
- 2 官民連携による観光振興
- 3 意欲ある商業活動への支援

(2) 地域産業が盛んなまち

既存の企業が今後も市内で円滑に事業活動が行えるよう、経営安定化の支援に努めるとともに、地場産業の育成、支援体制の強化を図ります。

また、企業誘致活動や創業支援などの、雇用促進と就労支援に取り組みます。

- 1 既存企業の育成と活性化促進
- 2 企業誘致活動の推進
- 3 雇用・就労環境の整備

(3) 安全・安心な農産物を供給できるまち

担い手の確保・育成や生産基盤の整備により、農産物の安定的な生産が可能となるよう支援を図ります。

また、都市化の進展による周辺環境の変化に対応し、地産地消や市民との交流促進など、特色ある農業を推進します。

- 1 農業経営の安定化
- 2 特色ある農業の推進
- 3 体験型農業の推進

第4章 施策の推進

今後、人口減少や高齢化がかつてないスピードで進むことなどで引き起こされる様々な社会課題を解決するためには、行政だけでなく、多様な関係者と連携して取り組む必要があります。また、人口減少に伴い税収減が予測される中で、激甚化する自然災害や、高度経済成長期に整備した社会インフラの老朽化等に対応していくことは、本市の行財政運営に大きく影響を及ぼすことが予測されます。

このような状況の中で、第3章で設定した5つの大綱に基づくまちづくりを推進するためには、以下の2つの視点に基づいて進めていく必要があります。

また、平成27（2015）年に国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs」の理念は、これまで本市が取り組んできた「持続可能なまちづくり」と方向性を同じくするものです。今後も引き続き、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や、目指す方向性を広く共有しながら、計画に位置付けた施策を着実に実施していくことで、第2章で掲げた将来都市像の実現を目指します。

（1）協働と地域づくりの推進

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、広く情報の共有化を図るとともに、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、地域づくりやコミュニティ活動など地域のつながりを大切にした協働を進めます。

また、年齢や性別等の属性に関わりなく、誰もが活躍できる環境づくりに取り組みます。

- 1 協働の推進
- 2 地域づくりとコミュニティ活動の活性化
- 3 誰もが活躍できる環境づくり
- 4 人権の尊重
- 5 平和・交流活動の推進

（2）持続可能な行財政運営

税収の減少などにより、今後も厳しい財政状況が予想される中、限られた行財政資源を活かし、より効率的な行財政運営を推進するため、行財政改革を推進し、健全な財政基盤の確立に努めます。

また、情報通信技術（ICT）の活用による業務効率化を推進します。

- 1 行財政改革の推進
- 2 情報通信技術（ＩＣＴ）の活用
- 3 財政基盤の確立